

# 工事・業務事故の発生状況と 事故防止に向けた取り組みについて

菅井 敬太

関東地方整備局 企画部 技術管理課 (〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)

工事および業務における、不適切な安全管理に起因し発生する事故に対し、関東地方整備局では現場安全に関する行動内容を示した重点的安全対策を策定するなど、事故防止に向け鋭意取り組んでいるところである。

本稿では、関東地方整備局発注の工事および業務における事故の発生状況と、その傾向について整理するとともに、重点的安全対策をはじめ、事故防止に向けた安全対策の取り組みについて報告するものである。

キーワード 工事・業務事故、事故防止、安全対策

## 1. 背景と目的

関東地方整備局では平成13年度より、工事・業務事故を防止するための「重点的安全対策」を策定し、事故発生件数の縮減に努めている。

本稿では、近年の関東地方整備局における、工事・業務事故の発生状況を整理し、その傾向を明らかにするとともに、重点的安全対策をはじめとする工事・業務の安全対策に向けた取り組みについてまとめる。

## 2. 工事・業務事故とは

関東地方整備局における「事故」とは、工事の施工、および現場作業を伴う建設コンサルタント・測量・地質調査等の業務の履行に起因し生じた事象であって、国土交通省「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」<sup>①</sup>に記載される以下の2つの場合のことを指す。

- (1) 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。
- (2) 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

前述のいずれの条件においても、「安全管理の措置が不適切であった」ことを前提としており、適切な安全管理が行われていた上で発生した事象については、「事故」として取り扱わないこととしている。例として、工事現場に適した施工計画、作業手順書が作成、運用さ

れ、作業内容に対する適切な指導や危険予知（KY）活動を実施していたものの、作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合や、第三者の行為により生じたものであると認められる場合などが挙げられる。

## 3. 重点的安全対策

関東地方整備局では、前章で述べた事故の発生を防止すべく、過年度に発生した工事・業務事故の内容をふまえ、各年度において重点的に取り組むべき安全対策の事項を「重点的安全対策」として策定している。策定にあたっては、事故が多発した発生形態や、重大事故につながる恐れのある事象等が考慮されており、策定後は整備局管内事務所や建設関係業団体に向けて周知を図っている。

なお、ここでいう発生形態とは、関東地方整備局において事故の内容整理に用いている11形態を指す(表-1)。

表-1 事故の発生形態一覧

| 労働災害事故                 |
|------------------------|
| 建設機械等の稼働に関連した人身事故      |
| 部材の加工作業等により自らを負傷させた事故  |
| 資機材等の落下や下敷きで負傷した事故     |
| 現道上のもらい事故・第三者の不注意による事故 |
| 足場・法面等からの墜落事故          |
| 準備作業、測量調査業務等における人身事故   |
| その他                    |
| 公衆損害事故                 |
| 架空線・標識等の損傷事故           |
| 地下埋設物件の損傷事故            |
| 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害事故  |
| その他                    |

令和5年度の重点的安全対策として策定した項目および具体的な取り組み内容は、以下のとおりである。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
  - ①事前確認及び周知・指導の徹底
  - ②目印表示等の設置
  - ③適切な誘導
  - ④アーム・荷台等は下げて移動
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
  - ①適切な施工機械の選定及び使用
  - ②誘導員の配置
  - ③作業員に対する作業方法の周知
  - ④点検・清掃時の安全確保
- III. 足場・法面等からの墜落事故防止
  - ①作業方法及び順序の周知
  - ②墜落防止設備の設置、使用
  - ③安全通路の設定、周知徹底
  - ④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
- IV. 地下埋設物の損傷事故防止
  - ①事前調査、試掘の実施
  - ②目印表示、作業員への周知
  - ③監視員の配置
- V. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害防止
  - ①適切な交通誘導
  - ②交通関係法令の遵守
  - ③運搬物の安定性の確保
- VI. 事故防止（基本的な安全対策の実施）

#### 4. 工事・業務事故の発生状況

次に、関東地方整備局における、近年の事故発生状況を集計するとともに、各事故の発生形態に着目し整理することで、事故の発生傾向を明らかにする。

なお、集計対象は令和元年度以降、令和5年度までに発生した事故とし、令和5年度の件数は、令和5年12月末時点での暫定値である。

##### (1) 年度別の事故発生件数

令和元年度から令和5年度にかけての事故発生件数を示す(表-2)。

| 年度    | 発生件数 (件) |
|-------|----------|
| 令和元年度 | 49       |
| 令和2年度 | 45       |
| 令和3年度 | 45       |
| 令和4年度 | 32       |
| 令和5年度 | 24       |

近年の事故発生件数は減少傾向にあり、令和4年度の1年間における総件数は、令和3年度比で約3割減の32件であった。令和5年度の事故発生件数についても、令和4年度と同程度の水準で推移しており、安全管理の重要性が現場を問わず広く浸透し、作業員各個人の安全に対する意識が高まっていることも一因であると考えられる。

また、5年度間における事故のうち、被災者の死亡が確認された重大事故が計8件発生している状況である。

次に、前述の事故発生件数を、作業内容に起因し労働者が死亡あるいは負傷する「労働災害事故」と、工事・業務の内容に直接関与しない第三者に、人身あるいは物的な被害を与える「公衆損害事故」に分類した結果を示す(図-3)。令和5年度においては労働災害事故の割合が先行しているが、5年度間の合計でみると、労働災害事故と公衆損害事故がほぼ同程度の割合で発生していることから、事故防止に向け、現場内外への抜かりない対策を講じることが必要である。

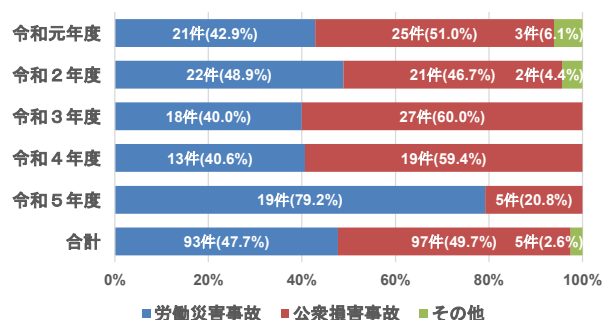


図-3 事故の分類別発生状況

##### (2) 発生形態別の分析

前節で述べた5年度間の各事故について、その発生形態に着目し、重点的安全対策の各項目をふまえた近年の事故発生傾向を整理する。

##### (a) 労働災害事故

労働災害事故は、直近の5年度間で計93件発生し、事故全体に占める発生割合は47.7%であった。

このうち、最も発生件数が多かった事故形態は、令和5年度の重点的安全対策項目でもある「建設機械等の稼働に関連した人身事故」（27件）であり、その内容として、原因となった機種は「土工用重機（バックホウ等）」、事故内容は「重機との接触」に集中する傾向がみられた(図-4)。オペレーターと周辺作業員との連携や、

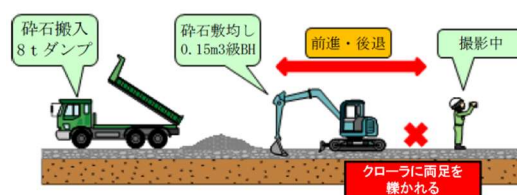


図-4 重機との接触事故の事例

誘導員の配置はもちろんのこと、重機の作業領域には不用意に立ち入らないなど、現場における基本的な作業方法の周知徹底がなされるべきである。

また、同じく重点的安全対策項目である「足場・法面等からの墜落事故」（19件）においては、「足場からの墜落」に発生が集中している状況であり、中には安全帯が正しく使用されていない事例もみられた。重大事故に直結する極めて危険な形態であるだけに、正しい手順の遵守、墜落制止器具の使用徹底が求められる。

#### (b) 公衆損害事故

公衆損害事故は、直近の5年度間で計97件発生し、事故全体に占める発生割合は49.7%であった。このうち、第三者の負傷・第三者車両等に対する損害事故が半数近く（47件）を占めた。各事故の内容が多岐にわたるため、一概に傾向を示すことは難しいが、「除草作業中の飛び石」「工事資機材の落下・未回収」などにより一般車両を損傷させる事故が複数発生していることから、運搬時や、交通開放中の一般道に隣接する現場の管理には細心の注意を払う必要があるだろう（図-5）。

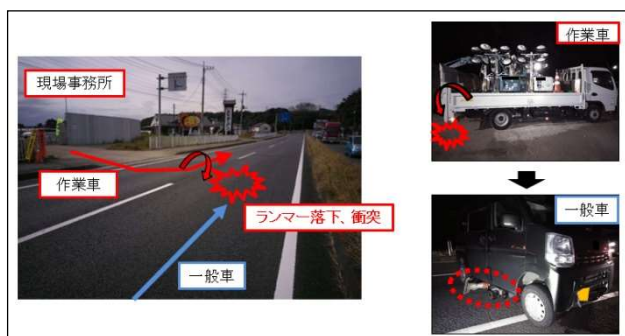


図-5 機材の落下による一般車両損傷事故の事例

上記とともに重点的安全対策の項目である地下埋設物件の損傷事故（19件）は、「バックホウ掘削時の接触」による発生が多く、埋設状況の事前調査や、作業員への周知が不十分であった事例も確認されているため、施工前の試掘、埋設位置の明示といった作業を適切に実施する必要がある。同じく重点的安全対策の架空線・標識等の損傷事故（16件）については、「バックホウアームの下げ忘れ」「目印等の見落とし」等、ヒューマンエラーに起因する事象が目立つため、重機移動時のルール設定や、視認しやすい目印や注意喚起等、作業員の視点に立った対策が重要であると考えられる。

#### (c) その他

前述のいずれにも分類されない事故であり、工事関係者に死傷者は発生しなかったものの、万一の場合、死傷につながる重大事象に発展する可能性が認められた事故を分類している。

## 5. 事故防止に向けた取り組み

関東地方整備局における事故防止の取り組みにて、その根幹をなすものは前述の重点的安全対策であり、各年度における、安全対策に関する行動方針の基本となっている。

ここでは、重点的安全対策のほか、現場における安全対策の更なる推進のための各種取り組みについて述べる。

#### (1) 事故防止に関する通知

被災者の死亡等の重大事故が発生した際に、発注事務所を通じ、工事・業務受注者に対して事故の発生内容についての情報提供を行うとともに、重点的安全対策についての再周知を行っている。また、外気温の上昇やスズメバチの活発化に先立ち、熱中症や蜂刺され災害に対する注意喚起を毎年夏前にかけて実施している。

#### (2) 工事事務所強化月間

多くの施工現場において繁忙期にあたる毎年11月を「工事事務所強化月間」と定め、工事・業務受注者を対象とした安全協議会の開催や、現場の安全総点検とパトロール、安全についての啓発活動等を集中的に実施することで、受発注者双方における安全意識の向上を図っている。

#### (3) 土木工事特記仕様書への記載

土木工事共通仕様書を補足し、工事固有の現場条件や技術的要件等について定める特記仕様書において、工事中の安全確保に関する条項の記載を必須化しており、前章で述べた重点的安全対策のほか、現場条件に応じて発注者が必要と認めた安全措置の内容についての記載を実施し、適切な費用を計上することとしている。

#### (4) 安全管理優良受注者表彰

累計完成工事量が多く、無事故を継続している工事受注者を、各年度における「安全管理優良受注者」として選定し、表彰を行っている<sup>9)</sup>。また、総合評価落札方式による発注工事において、当該表彰の受賞有無についての評価項目を設定しており、受賞者にとってのインセンティブとして作用することで、安全対策および円滑な事業の推進に寄与している。

#### (5) 広報活動

関東地方整備局Webサイト<sup>9)</sup>上において、月毎の事故発生状況を情報提供しているほか、受注者の安全教育資料としても使用できるよう、前年度に発生した事故の概要および受注者が講じた再発防止策の内容を事例集として整理し、公表している（図-6）。

また、前述の事故発生状況や事故事例をまとめ、安全対策に関する広報誌「セーフティサポートニュース」と

して発行、公表するとともに、建設業協会へ向け配信を実施している(図-7)。



図-6 事故事例

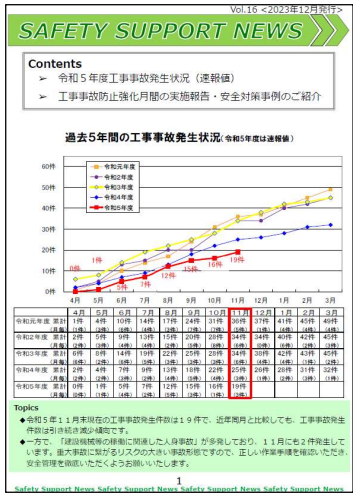


図-7 広報誌

## 6. おわりに

事故発生件数は減少傾向にあるが、被災者の死亡を伴う重大事故をはじめ、悲惨な事故も依然として絶えない。今後も引き続き、工事・業務事故の発生状況を注視し、その要因を精査するとともに、事故発生件数の更なる縮減を目指し、安全対策に関する取り組みを継続してまいりたい。

(1)指名停止措置情報、関東地方整備局Webサイト

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatv/index00000056.html>

(2)公共工事の品質確保、関東地方整備局Webサイト

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000022.html>

(3)工事の安全対策、関東地方整備局Webサイト

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>